



春分の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
確定申告、お疲れさまでした。

重要情報

1. マイナンバーの運用について

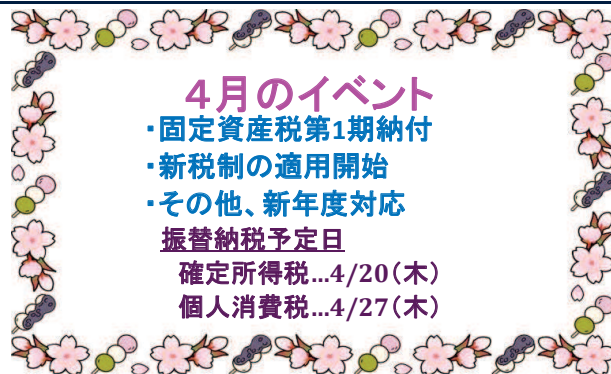
H28年分以降の申告から個人番号記載が義務付けられていますが、現時点では記載がなくとも提出はでき罰則もありません。マイナンバーカードがあれば住民票・戸籍・印鑑証明がコンビニ(土日含む6:30-23:00)で安く取得できます。

2. 交際費の損金算入規定は2年延長

交際費の損金算入には制限があり、現行制度では、中小法人は以下の2つの方法が選択できます。①年間800万円まで算入(飲食贈答問わず)、②社外の人との接待飲食費の1/2まで算入(贈答と社内飲食は×)。

3. 調査通知を受けてからの修正申告は加算税対象

過去の申告の誤りについて自主的に修正申告をした場合にはペナルティとしての加算税は免除されますが、H29.1月以降、「調査通知」を受けてから行う修正申告のすべてが「自主申告」から外れ加算税の対象となりました。



4月のイベント

- ・固定資産税第1期納付
 - ・新税制の適用開始
 - ・その他、新年度対応
- 振替納税予定日
確定所得税...4/20(木)
個人消費税...4/27(木)

税金マメ知識

うちのお客さんの多くは中小企業の「大株主」です。株式も立派な財産ですから、家族に譲渡・贈与、相続するときも課税の対象です。その移転時の価格の評価方法は、非上場の中小企業の場合、国税庁の定める方法に準拠することが多いのですが、そのひとつ「類似業種比準方式」がH29.1.1から大きく変わりそうです。

この方法は、配当・利益・純資産の3要素からなる倍率を、上場会社の株価に掛けて自社株の評価をする方法です。3要素の重みは1:3:1、つまり利益要素は3倍重視されていましたがこれが1:1になるそうです。黒字体質企業は評価が抑えられるかもしれませんが、役員退職金などで急激に利益が下がったタイミングで生前贈与をする場合は、少し考える必要がありそうです。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



【コロンビア：サンタマルタ】コロンビアは白人にとって危険な国です。コロンビアの麻薬組織や反政府ゲリラは、白人を誘拐対象にするそうです。南米で出会った白人旅行者は口をそろえて、コロンビアだけは行かないと言いました。でも、いざコロンビアの観光地の安宿エリアに行くと、他国にまして白人の多かったこと。それもヒッピーのような恰好をしてコカインやマリファナを吸って、だらしく宿内で過ごす人が多かったです。彼らは危険と言われている国に好き好んで来ているわけで、薬や草もまた好きなことをしているだけなのでしょう。違和感を感じ、旅の中で考えました。危険と言われている国に「止むを得なく」ないのに好きで入国すること。それはどんなに旅慣れている、最大限の注意を払っていても、万一の「止むを得ない」事故に遭ってしまえば、世捨て人や天涯孤独でもない限り、「誰か」に迷惑をかけること。自己責任論がひとむかし前に流行りました。それ自体はイジメに似たところがあるので同意しませんが、少なくとも自分以外の誰かが自分のせいでその標的になる可能性が少しでもあるのなら、自分が白人だったら、コロンビアに行かない。単純ですが、今後のわたしの旅のスタンスに大きく影響を与えました。

☆事務所からの連絡☆

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red

晩酌のじかん

お昼に食べ過ぎると、消化しきれず夜を抜くことがあります。セガレにどうして食べないの？オヤツ食べたの？と不思議がられます。確かに、若いころは昼にどんなにドカ喰いしても夜にはすっきり空になってちゃんと食べていました。ハッ！酒も同じだ…
アラフォー、足るを知らねば。

